

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月11日
【四半期会計期間】	第93期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 青柳 俊一
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	千葉（043）243局2111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 梅田 仁司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	東京（03）5695局1511番（代表）
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 石川 和雄
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 （東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

		平成25年度 第1四半期 連結累計期間	平成26年度 第1四半期 連結累計期間	平成25年度
		(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 6月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 6月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)
経常収益	百万円	13,476	12,819	52,555
経常利益	百万円	3,362	2,622	11,864
四半期純利益	百万円	2,393	1,970	
当期純利益	百万円			8,555
四半期包括利益	百万円	233	3,851	
包括利益	百万円			7,960
純資産額	百万円	179,779	128,378	126,493
総資産額	百万円	2,449,998	2,434,905	2,397,895
1株当たり四半期純利益金額	円	47.24	38.90	
1株当たり当期純利益金額	円			124.37
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	16.01	19.21	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円			76.11
自己資本比率	%	7.26	5.17	5.18

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計 - (四半期)期末新株予約権 - (四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間の国内経済は、消費増税前駆け込み需要の反動減が一部に見られるものの、政府の経済対策等の効果により、景気は引続き緩やかな回復基調で推移しました。当行グループの営業基盤である千葉県経済につきましても、有効求人倍率の上昇基調維持、中堅・中小企業の賃金改善の兆し等が見えることなどから、全体としては回復基調を維持しております。

このような経営環境のなか、当行は、平成25年度からの3か年にわたる中期経営計画「変革・成長戦略“2nd Stage”」にもとづき、強固な経営基盤の構築と『新ちば興銀』の確立を目指し、各種施策に積極的に取り組んでまいりました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の当行グループの経営成績は、次のようになりました。

業容面につきましては、預金残高は、個人預金を中心に前第1四半期連結会計期間末比253億円増加して2兆2,333億円となりました。貸出金残高は、企業の設備投資や個人の住宅取得等の資金需要に積極的にお応えした結果、前第1四半期連結会計期間末比467億円増加して1兆7,089億円となりました。有価証券残高は、前第1四半期連結会計期間末比206億円増加して5,568億円となりました。

なお、前年度に、公的資金を全額完済（第三回第三種優先株式17,150千株の自己株式取得及び消却）したことに伴い、資本剰余金は前第1四半期連結会計期間末比602億円減少しております。

損益面につきましては、経常収益は、長引く低金利環境から資金運用収益が減少し、前第1四半期連結累計期間比6億56百万円減少して128億19百万円となりました。また経常費用は、国債等債券売却損が減少したものの、経費が増加したことから、前年同期並みの101億97百万円となりました。この結果、経常利益は前第1四半期連結累計期間比7億40百万円減少して26億22百万円となり、四半期純利益は前第1四半期連結累計期間比4億22百万円減少して19億70百万円となりました。

セグメントごとの業績につきましては、次のとおりであります。なお、前第2四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前第1四半期連結累計期間比較については、前第1四半期連結累計期間の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

銀行業の経常収益は前第1四半期連結累計期間比8億34百万円減少して108億85百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比7億88百万円減少して27億20百万円となりました。リース業の経常収益は前第1四半期連結累計期間比1億19百万円増加して23億27百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比1百万円減少して1億4百万円となりました。信用保証・クレジットカード業の経常収益は前第1四半期連結累計期間比16百万円減少して5億3百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比26百万円増加して2億90百万円となりました。また、その他の事業の経常収益は前第1四半期連結累計期間比20百万円増加して4億83百万円、セグメント利益は前第1四半期連結累計期間比18百万円増加して18百万円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第1四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門で75億円、国際業務部門で0.9億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で71億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で14億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で13億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で0.8億円、国際業務部門で1億円となり、合計で2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結累計期間	8,123	66	501	7,688
	当第1四半期連結累計期間	7,587	99	501	7,185
うち資金運用収益	前第1四半期連結累計期間	8,473	74	526	8,021
	当第1四半期連結累計期間	7,929	121	532	7,518
うち資金調達費用	前第1四半期連結累計期間	350	8	25	332
	当第1四半期連結累計期間	342	22	31	332
役務取引等収支	前第1四半期連結累計期間	1,582	4	17	1,560
	当第1四半期連結累計期間	1,420	4	16	1,399
うち役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2,500	25	261	2,263
	当第1四半期連結累計期間	2,381	24	250	2,155
うち役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	917	29	243	703
	当第1四半期連結累計期間	960	28	233	755
その他業務収支	前第1四半期連結累計期間	317	139	-	457
	当第1四半期連結累計期間	81	181	-	262
うちその他業務収益	前第1四半期連結累計期間	500	139	-	639
	当第1四半期連結累計期間	84	181	-	266
うちその他業務費用	前第1四半期連結累計期間	182	-	-	182
	当第1四半期連結累計期間	2	0	-	3

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第1四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門で23億円、国際業務部門で0.2億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で21億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で9億円、国際業務部門で0.2億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で7億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結累計期間	2,500	25	261	2,263
	当第1四半期連結累計期間	2,381	24	250	2,155
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結累計期間	227	-	0	227
	当第1四半期連結累計期間	245	-	0	244
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	423	22	0	444
	当第1四半期連結累計期間	416	23	0	439
うち証券関連業務	前第1四半期連結累計期間	48	-	-	48
	当第1四半期連結累計期間	45	-	-	45
うち代理業務	前第1四半期連結累計期間	269	-	-	269
	当第1四半期連結累計期間	349	-	-	349
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結累計期間	55	-	0	55
	当第1四半期連結累計期間	53	-	0	53
うち保証業務	前第1四半期連結累計期間	420	2	243	178
	当第1四半期連結累計期間	413	0	233	180
役務取引等費用	前第1四半期連結累計期間	917	29	243	703
	当第1四半期連結累計期間	960	28	233	755
うち為替業務	前第1四半期連結累計期間	85	4	-	89
	当第1四半期連結累計期間	83	5	-	88

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	2,207,524	8,885	8,478	2,207,931
	当第1四半期連結会計期間	2,236,866	7,819	11,367	2,233,318
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	1,174,527	-	3,778	1,170,749
	当第1四半期連結会計期間	1,207,076	-	6,867	1,200,209
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	1,025,501	-	4,700	1,020,801
	当第1四半期連結会計期間	1,021,213	-	4,500	1,016,713
うちその他	前第1四半期連結会計期間	7,495	8,885	-	16,381
	当第1四半期連結会計期間	8,576	7,819	-	16,395
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	3,180	-	-	3,180
	当第1四半期連結会計期間	6,540	-	-	6,540
総合計	前第1四半期連結会計期間	2,210,704	8,885	8,478	2,211,111
	当第1四半期連結会計期間	2,243,406	7,819	11,367	2,239,858

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引を相殺消去しております。

貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,662,218	100.00	1,708,995	100.00
製造業	165,042	9.93	167,617	9.81
農業，林業	4,761	0.29	5,307	0.31
漁業	133	0.01	218	0.01
鉱業，採石業，砂利採取業	2,730	0.16	3,354	0.20
建設業	75,864	4.56	79,310	4.64
電気・ガス・熱供給・水道業	6,803	0.41	7,141	0.42
情報通信業	8,155	0.49	8,460	0.50
運輸業，郵便業	64,674	3.89	68,570	4.01
卸売業，小売業	179,157	10.78	167,308	9.79
金融業，保険業	53,741	3.23	76,312	4.47
不動産業，物品賃貸業	361,910	21.77	368,457	21.56
各種サービス業	167,729	10.09	174,049	10.18
地方公共団体	27,001	1.63	26,894	1.57
その他	544,512	32.76	555,992	32.53
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,662,218		1,708,995	

（注）1．「国内」とは、当行及び連結子会社であります。  
2．当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当行グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	296,000,000
第一種優先株式	1,250,000
第二種優先株式	5,000,000
第四種優先株式	7,500,000
第五種優先株式	7,500,000
計	296,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	50,722,045	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
第一回第一種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	1,250,000	同 左	-	(注) 2、5
第二回第二種優先株式	5,000,000	同 左	-	(注) 3、5
第四回第四種優先株式 (行使価額修正条項付新 株予約権付社債券等)	6,400,000	同 左	-	(注) 4、5
計	63,372,045	同 左		

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注) 2. 第一回第一種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。取得価額は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月18日に有効な取得価額を下回る場合に修正されます。但し、取得価額の下限は1,000円であります。(下記「6.取得請求権」参照)なお、提出日現在の取得価額は下限取得価額である1,000円であるため確定しております。

下記「3.第一種の優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。また、下記「7.金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、法令上可能な範囲内で第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第一回第一種優先株式の取得及び普通株式の交付はありません。

第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### 1. 優先配当金

###### (1) 優先配当金

毎年3月31日現在の第一種の優先株式の株主(以下第一種の優先株主という)に対し、普通株式の株主(以下普通株主という)に先立ち第一種の優先株式1株につき100円の優先配当金を支払う。ただし、当該3月31日に終了する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき53円82銭を支払う。



- (2) 非累積条項  
ある事業年度において、第一種の優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 非参加条項  
第一種の優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- (4) 優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち第一種の優先株式1株につき50円の優先中間配当を支払う。
2. 残余財産の分配  
当行は、残余財産を分配するときは、第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち、第一種の優先株式1株につき4,000円を支払う。第一種の優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。
3. 第一種の優先株式の消却  
当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
4. 議決権  
第一種の優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。
5. 第一種の優先株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等  
当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第一種の優先株式については株式の併合または分割を行わない。また、第一種の優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。
6. 取得請求権  
第一種の優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。
  - (1) 取得を請求することができる期間  
平成12年9月18日から平成26年9月16日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。
  - (2) 取得と引換えに交付すべき財産  
当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を下記(3)ないし下記(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。
  - (3) 当初取得価額  
当初取得価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初取得価額の下限は、1,000円とする。
  - (4) 取得価額の修正  
取得価額は、平成13年9月18日から平成25年9月18日までの毎年9月18日（以下それぞれ取得価額修正日という）における時価が当該取得価額修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は、当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。  
ただし、当該時価が1,000円（以下下限取得価額という）を下回るときは、下限取得価額に修正されるものとする。  
この場合に使用する時価は、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

- イ. 第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む）を次に定める算式（以下取得価額調整式という）により調整する（以下調整後の取得価額を調整後取得価額という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ( )取得価額調整式に使用する1株当たり時価（本(5)ハ.(i)に定義する。以下本(5)において同じ）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ）、その他の証券（以下取得請求権付株式等という）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、その他の証券（以下取得条項付株式等という）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ( )株式の分割をする場合  
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式について増加する普通株式数を除く）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- ( )取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（本(5)ニ.に定義する意味を有する。以下本( )および本(5)ハ.( )において同じ）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- ロ. 本(5)イ.(i)ないし( )に掲げる場合のほか、株式の併合、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む）に変更される。

- ハ.  
( )取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日（以下調整日という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。

- ( )取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整日の前日において有効な取得価額とする。  
( )取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（本(5)イ.(i)ないし( )に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない）の、基準日がない場合は調整日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く）に当該取得価額の調整の前に本(5)イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

- ( )取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、本(5)イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、本(5)イ.( )の場合には0円、本(5)イ.( )の場合には価額とする。

- ニ. 本(5)イ.( )および本(5)ハ.( )において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ. 本(5)イ.(i)ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、本(5)イ.(i)ないし( )の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ヘ. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 7. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当行は、平成22年9月18日以降、取締役会が別に定める日（以下取得日という）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記6.に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。
- (2) 当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式1株につき、第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に経過優先配当金相当額（取得日において、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む）から取得日（同日を含む）までの日数に100円を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する）をいう。ただし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする）を加えた額の金銭を交付する。

#### 8. 一斉取得

当行は、平成26年9月16日までに当行に取得されていない第一種の優先株式の全てを、平成26年9月17日（以下一斉取得日という）をもって取得する。この場合、当行は、かかる第一種の優先株式を取得するのと引換えに、各第一種の優先株主に対し、その有する第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。上記「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が1,000円を下回るときは、一斉取得価額は1,000円とする。第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

#### 9. 取得請求または一斉取得により発生する単元未満株式の買取り

第一種の優先株式の取得請求または一斉取得により単元未満株式が発生する場合、当行は、会社法に定める単元未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注)3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

##### 1. 優先配当金

###### (1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株式に先立ち本優先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

###### (2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

###### (3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

###### (4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

## 2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

## 3. 優先株式の消却

- (1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。
- (2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

## 4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

## 5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

## 6. 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われない。

- (注) 4. 第四回第四種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。なお、取得を請求することができる期間は、平成32年4月1日から平成40年3月30日までとしております。取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)に修正されます。但し、取得価額の下限は223円であります。(下記「4. 普通株式を対価とする取得請求権」参照)また、下記「5. 金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

### 1. 優先配当金

#### (1) 第四種優先期末配当金

当行は、定款第11条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第四種優先株式を有する株主(以下「第四種優先株主」という。)または第四種優先株式の信託受託者(以下「第四種優先信託受託者」という。)、第四種優先株式の登録株式質権者(以下「第四種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の信託受託者(以下「普通信託受託者」という。)、普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第四種優先株式1株につき年220円(ただし、平成25年3月31日を基準日とする第四種優先期末配当金については、第四種優先株式1株につき年48.22円。また、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。)の期末配当金(以下「第四種優先期末配当金」という。)を支払う。

#### (2) 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### (3) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

## 2. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

### (2) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

## 3. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、( )各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終了の時より、( )第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

## 4. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は当該第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

### (2) 取得を請求することができる期間

平成32年4月1日から平成40年3月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

### (3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

### (4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

### (5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は223円とする(ただし、下記(8)による調整を受ける。 )。

(8) 取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

( )取得価額調整式に使用する1株当たり時価(下記八.( )に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。))その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

( )株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

( )取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本( )、下記( )および( )ならびに下記八.( )において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

( )当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )または本( )による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )または本( )による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記( )または本( )による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記( )または本( )による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記( )または本( )による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- ( )取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既上記( )または( )による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本( )による調整は行わない。
- ( )株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.( )ないし( )に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- 八.
- ( )取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。
- ( )取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ( )取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.( )ないし( )に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.( )ないし( )または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.( )ないし( )または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.( )ないし( )または( )に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ( )取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.( )の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.( )および( )の場合には0円、上記イ.( )ないし( )の場合には価額(ただし、( )の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.( )ないし( )および上記八.( )において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.( )において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.( )に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.( )ないし( )において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.( )ないし( )の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。

#### (9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第6項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### (10) 取得請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社

#### (11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

### 5. 金銭を対価とする取得条項

#### (1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、あらかじめ金融庁長官の確認を受けている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第4項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

#### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

### 6. 普通株式を対価とする取得条項

#### (1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得すると引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。



(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

7. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第一種優先株式、第二種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 5. 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式及び第四回第四種優先株式については、単元株式数は100株であります。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式  
該当事項はありません。

第四回第四種優先株式  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	63,372	-	57,941	-	2,792

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 1,250,000 第二回第二種優先株式 5,000,000 第四回第四種優先株式 6,400,000		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	-		-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 57,400		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式（その他）	普通株式 50,524,300	505,243	同上
単元未満株式	普通株式 140,345		同上
発行済株式総数	63,372,045		
総株主の議決権		505,243	

(注) 上記の「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,700株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が17個含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社千葉興業銀行	千葉市美浜区幸町 2 - 1 - 2	57,400	-	57,400	0.09
計		57,400	-	57,400	0.09

2 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

#### 第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）及び第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	78,146	90,272
コールローン及び買入手形	5,000	5,000
買入金銭債権	1,327	885
商品有価証券	110	159
有価証券	2,521,051	2,556,816
貸出金	1,172,014	1,170,895
外国為替	2,823	2,420
その他資産	28,762	28,528
有形固定資産	20,155	19,979
無形固定資産	2,763	2,618
繰延税金資産	16,756	15,447
支払承諾見返	14,374	17,198
貸倒引当金	13,526	13,417
資産の部合計	2,397,895	2,434,905
<b>負債の部</b>		
預金	2,199,040	2,233,318
譲渡性預金	8,540	6,540
借入金	19,312	18,867
外国為替	34	54
その他負債	20,367	21,530
退職給付に係る負債	8,672	8,143
役員退職慰労引当金	174	47
睡眠預金払戻損失引当金	884	825
支払承諾	14,374	17,198
負債の部合計	2,271,401	2,306,526
<b>純資産の部</b>		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	4,566	4,566
利益剰余金	55,819	55,823
自己株式	66	66
株主資本合計	118,260	118,264
その他有価証券評価差額金	7,363	8,987
退職給付に係る調整累計額	1,251	1,127
その他の包括利益累計額合計	6,112	7,859
少数株主持分	2,120	2,253
純資産の部合計	126,493	128,378
負債及び純資産の部合計	2,397,895	2,434,905

## ( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
経常収益	13,476	12,819
資金運用収益	8,021	7,518
(うち貸出金利息)	6,272	6,185
(うち有価証券利息配当金)	1,617	1,217
役務取引等収益	2,263	2,155
その他業務収益	639	266
その他経常収益	1,255	1,279
経常費用	10,113	10,197
資金調達費用	332	332
(うち預金利息)	268	263
役務取引等費用	703	755
その他業務費用	182	3
営業経費	6,609	6,760
その他経常費用	2,285	2,345
経常利益	3,362	2,622
特別損失	56	26
固定資産処分損	5	9
減損損失	51	16
税金等調整前四半期純利益	3,306	2,595
法人税、住民税及び事業税	283	248
法人税等調整額	570	306
法人税等合計	853	554
少数株主損益調整前四半期純利益	2,452	2,041
少数株主利益	58	70
四半期純利益	2,393	1,970

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,452	2,041
その他の包括利益	2,685	1,810
その他有価証券評価差額金	2,685	1,686
退職給付に係る調整額	-	123
四半期包括利益	233	3,851
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	305	3,718
少数株主に係る四半期包括利益	71	133

【注記事項】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく単一の割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が369百万円減少し、利益剰余金が238百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当行は、平成26年6月27日開催の第92回定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を実施いたしました。これに伴い、当行役員に対する「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分86百万円については「その他負債」に含めて表示しております。

なお、連結子会社におきましては従来どおり、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当第1四半期連結会計期間末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
破綻先債権額	631百万円	573百万円
延滞債権額	34,517百万円	33,704百万円
3ヵ月以上延滞債権額	3百万円	331百万円
貸出条件緩和債権額	8,622百万円	8,617百万円
合計額	43,775百万円	43,226百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
	34,586百万円	34,692百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
貸倒引当金戻入益	78百万円	-
償却債権取立益	328百万円	295百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
貸出金償却	225百万円	25百万円
貸倒引当金繰入額	-	37百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	549百万円	549百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
	第四回第四種 優先株式	308	48.22	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

平成25年6月27日開催の定時株主総会において、資本準備金の額の減少の件が承認可決されたため、会社法第448条第1項の規定に基づき、平成25年6月28日付で資本準備金を30,000百万円減少し、その他資本剰余金へ振り替えました。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	151	3	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
	第一回第一種 優先株式	125	100	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金
	第四回第四種 優先株式	1,408	220	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金



(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	11,172	2,051	262	13,486	38	13,524	47	13,476
セグメント間の内部経常収益	547	156	257	961	425	1,386	1,386	-
計	11,719	2,207	519	14,447	463	14,911	1,434	13,476
セグメント利益又は損失( )	3,509	105	264	3,879	0	3,879	516	3,362

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 外部顧客に対する経常収益の調整額 47百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

記載すべき重要な事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額
	銀行業	リース業	信用保証・クレジット カード業	計				
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	10,346	2,173	256	12,776	74	12,851	31	12,819
セグメント間の内部経常収益	538	153	246	938	409	1,348	1,348	-
計	10,885	2,327	503	13,715	483	14,199	1,379	12,819
セグメント利益	2,720	104	290	3,115	18	3,133	511	2,622

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 外部顧客に対する経常収益の調整額 31百万円は、貸倒引当金戻入益の調整であります。その他の調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度の中間連結会計期間から、従来「その他」に含まれていた「信用保証・クレジットカード業」について量的重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

記載すべき重要な事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	6,998	7,025	26
地方債	-	-	-
社債	34,586	34,674	88
その他	2,000	1,864	135
合計	43,584	43,563	20

当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	34,692	34,788	96
その他	2,000	1,921	78
合計	36,692	36,710	18

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	17,483	24,903	7,419
債券	373,193	376,784	3,590
国債	161,203	161,969	766
地方債	52,927	54,275	1,348
社債	159,063	160,539	1,475
その他	73,734	73,536	197
合計	464,411	475,223	10,812

## 当第1四半期連結会計期間(平成26年6月30日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	17,925	26,622	8,696
債券	376,953	380,756	3,803
国債	161,122	161,957	834
地方債	53,722	55,149	1,427
社債	162,107	163,650	1,542
その他	110,678	111,481	802
合計	505,557	518,860	13,303

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	47.24	38.90
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	2,393	1,970
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益	百万円	2,393	1,970
普通株式の期中平均株式数	千株	50,666	50,664
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	16.01	19.21
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	98,865	51,920
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月11日

株式会社 千葉興業銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅原 和信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 信彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。